

令和7年度 若年層自殺予防普及啓発事業業務委託仕様書

1 事業の目的

本県では、「三重県自殺対策行動計画」に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざす中で、近年の自殺者数は、減少傾向にある。しかし、40歳未満の若年層の自殺者数は未だ横ばい状態が続いている。

近年、新型コロナウイルス感染症等の影響が長期化することにより、心身の健康問題、経済・生活問題などが重なり自殺リスクは高まっていると考えられる。特に、若者は人とのつながりが希薄となり、孤立感を抱えやすい状況にあることから、若者がこころの健康に関心を持ち、必要な時に支援を求めることや、必要な人を支援につなぐことができるよう理解の促進を図ることが必要である。

本事業は、若者がこころの健康について考える機会を創出するとともに、若年層への効果的な自殺予防普及啓発をめざすものである。

2 契約期間

契約日から令和8年3月31日（火）までとする。

3 業務内容

(1) 若者に対するこころの健康づくりセミナーの実施

① 内容

- ・ 若者がこころの健康に関心を持ち、必要な時に支援を求めることや、必要な人を支援につなぐことができるようになることを目的として、セミナーを実施すること。
- ・ 「こころの健康※1」に関するテーマを設定し、テーマに沿った講師を招聘すること。特に、若者が抱えやすいこころの悩みに着目した内容とすること。

※1 メンタルヘルスの知識、SOSの出し方、自己肯定感の向上、

ストレス対処方法、悩んでいる人への声のかけ方、相談先の紹介など

- ・ 参加者の反応に注意し、支援が必要な参加者については、適切な相談窓口につなぐなどの対応を行うこと。

② 対象者

- ・ 県内の若者（主に10歳代後半～30歳代）
- ・ 多くの若者が受講できるよう参加者は毎回異なる者となるよう努めること

③ 対象地域及び回数

- ・ 合計6回以上開催すること
- ・ 1回の参加者数は15名以上とすること
- ・ 合計の参加者数は100名以上を目標とすること

④ 開催形式

- ・ 原則、県内各地域（北勢、中勢、南勢）において、集合形式で実施することと

するが、必要に応じてオンライン形式での実施も可とする。

⑤ 運営業務

セミナーの実施について、以下の一連の業務を行うこと。

- ・ 日程、講師、司会、会場等の選定、その後の連絡調整
- ・ 参加者の募集
- ・ セミナー周知のためのパンフレット等の資料作成、関係機関に対する案内周知
- ・ 当日の資料及びアンケート作成
- ・ 必要な資材、機材、消耗品等の調達
- ・ 当日の全体管理（受付、進行、運営、記録、撤去等）

⑥ その他

- ・ 講師等報償費、交通費、会場経費など委託対象となる事業に係る一切の経費は、全て当初の契約金額に含むこと。
- ・ 参加者へのアンケート調査等により参加者の反応や本事業の効果測定を行い、実施報告書にて報告すること。

（２）若者に対する啓発活動の実施

① 内容

- ・ 若者を対象とした啓発グッズ（メモ帳、付箋、ボールペン、リーフレット等）を作成し、若者に啓発物を配布するなどして、啓発活動を実施すること。
- ・ 大学祭、就職・転職セミナー、商業施設など、若者が集まりやすい会場を設定するとともに、こころの健康チェック、悩んでいる人への声のかけ方、相談先など、自殺予防に関する正しい知識についてのパネルを作成し展示するなど多くの人の目に留まるような啓発スペースを設置すること。

② 対象者

- ・ 県内の若者（主に10歳代後半～30歳代）200人以上/回

③ 対象期間

- ・ 自殺予防週間（9月10日から9月16日まで）及び自殺対策強化月間（3月の1か月間）のそれぞれの期間中に2日以上実施すること。

④ 運営業務

啓発活動について、以下の一連の業務を行うこと。

- ・ 啓発活動の企画・提案
- ・ 日程、会場等の選定、その後の連絡調整
- ・ 必要な資材、機材、消耗品等の調達
- ・ 当日の全体管理（啓発スペース設営、運営、記録、撤去等）

⑤ その他

- ・ 啓発物には、県の自殺対策のロゴ及び県が指定する相談窓口を記載すること。

（３）その他

- ・ 県が実施する関係機関向けの会議において、本事業の成果（セミナーで用いた資料の説明、参加者の反応、啓発活動の内容等）を1回発表すること。なお、会議の日程調整、参加者の募集、会場確保、当日の進行等の一連の業務は県において行う。
- ・ 旅費などスタッフ派遣にかかる経費及び事務にかかる人件費については、全て当初の契約金額に含むこと。

4 参考資料

(1) 自殺対策に係るWEBページ

ア 厚生労働省 自殺対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsu_hogo/jisatsu/index.html

イ 厚生労働省 まもろうよこころ

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

ウ 第4次三重県自殺対策行動計画

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENKOT/HP/m0068900278.htm>

エ 三重県自殺対策推進センター

<https://www.pref.mie.lg.jp/kokoroc/kokoro/>

5 県への提出物報告書及び成果物の提出

(1) 計画書

受託者は、契約締結後速やかに、紙媒体及び電子データにて次に掲げるものを提出すること。（様式任意）

- ① 実施計画書
- ② 業務工程表
- ③ 業務実施体制
- ④ その他、委託者が必要とする書類

(2) 報告書

受託者は、令和8年3月31日までに、紙媒体及び電子データにて次に掲げるものを提出すること。（様式任意）

- ① 実施報告書
- ② 実施報告書の概要版
- ③ 作成した啓発物デザインの電子媒体

6 その他

(1) 業務遂行

本委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合

は、両者協議により、業務を進めるものとする。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

(2) 資料等の作成

報告書及び成果物や、本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL 形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。

(3) 再委託

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、専門性等から本業務の一部を受託者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託をする場合は、三重県の承諾を得なければならない。

(4) 著作権

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとする。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権(著作権法第 27 条及び第28 条に規定する権利を含む。)及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。

エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいう、以下同じ。)できるものとする。

オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 三重県は著作権法第20条第2項第3号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。

ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

シ 上記サにおいて成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする

（ア）成果品を侵害のないものに改変すること。

（イ）三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 上記コ～シは、本契約の終了又は解除後も適用する。

（5）留意事項

ア 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

（ア）断固として不当介入を拒否すること。

（イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

（ウ）委託者に報告すること。

（エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより 工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

イ 受託者が上記アの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

ウ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除 措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるも

のとする。

エ 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮を提供するなど適切に対応するものとする。

オ 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。

カ 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

キ 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があることとする。

ク 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。